

○玉名市人材育成基金条例施行規則

平成17年10月3日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、玉名市人材育成基金条例（平成17年条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象事業)

第2条 条例第1条の目的を達成するため、次条に規定する個人等が行う次の活動に対して玉名市人材育成基金助成金（以下「助成金」という。）を交付する。ただし、本市の他の制度又は予算措置により助成の対象となる事業は除く。

- (1) 教育、文化、環境、福祉、産業等の振興に資する人材育成のための研修会等への参加又は研修会等の開催
- (2) 地域づくりの推進に資する人材育成のための研修会等への参加又は研修会等の開催
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例の目的が達せられると認められるもの
(平22規則12・平25規則8・一部改正)

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市に在住する個人
- (2) 本市に事務所等を有する団体又はグループ（以下「団体等」という。）
(平22規則12・一部改正)

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 助成金の率 次条に規定する対象経費の総額から国、県等の助成額を除いた額の2分の1以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
- (2) 助成金の限度額

ア 海外の研修会等への参加 1人につき10万円、1団体等につき50万円

イ 国内の研修会等への参加

(ア) 特に市長が必要と認める研修会等で、市が受講者を募集するもの 1人につき30万円

(イ) (ア)に掲げる研修会等以外の研修会等 1人につき5万円、1団体等につき25万円

ウ 研修会等の開催 1件当たり20万円

2 個人又は団体等の2回目以降の申請に係る限度額は、助成対象となる事業の別を問わず、当該申請の日の属する年度から前々年度までの間において助成を受けた額を前項第2号に規定する限度額から除いた額とする。

(平19規則15・平22規則12・平29規則13・一部改正)

(助成の対象経費)

第5条 助成金に係る対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 研修会等への参加に係る対象経費は、研修負担金、交通費及び宿泊費とする。
- (2) 研修会等の開催に係る対象経費は、会場設営費、講師派遣費その他市長が特に認めた経費とする。

(平19規則15・一部改正)

(申請書等の提出)

第6条 助成金の交付を受けようとするもの(次条において「申請者」という。)

は、人材育成基金助成金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付し、市長が指定する募集期間内に市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)及び主催者発行の事業実施要項等
- (2) 事業予算書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平18規則46・平19規則15・平22規則12・平25規則8・令2規則13・一部改正)

(助成の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受け付けた場合において、その内容を玉名市人材育成基金助成審査会（以下「審査会」という。）に諮り、審査会が適当であると認めるときは、助成金の交付を決定する。この場合において、市長は、必要に応じ関係機関又は団体の意見を聴くことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、人材育成基金助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（平18規則46・平22規則12・一部改正）

（実績報告書）

第8条 助成金の交付の決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、事業終了後速やかに次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 人材育成基金助成金実績報告書（様式第5号）
- (2) 事業費精算書（様式第6号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平18規則46・平22規則12・平25規則8・令2規則13・一部改正）

（助成金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書に基づき、その内容を審査し、適当であると認めるときは、助成金の額を確定し、交付決定者に対し、人材育成基金助成金交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（令2規則13・全改）

（助成金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により助成金の額の確定をした後に助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認めるときは、助成金の交付の決定の後に概算払をすることができる。

2 交付決定者は、助成金の請求をしようとするときは、人材育成基金助成金（交付・概算払）請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前条の規定により助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、人材育成基金助成金返納通知書（様式第9号）により、その超える部分の額に相当する助成金の返還を命ずるものとする。

（令2規則13・追加）

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に助成金の交付がされているときは、人材育成基金助成金返納通知書により、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付を不相当と認めたとき。

（令2規則13・追加）

（審査会）

第12条 基金の公平かつ効率的な管理運営を図るため、審査会を置く。

- 2 審査会は、企画経営部長、総務課長、地域振興課長、コミュニティ推進課長、総合福祉課長、農業政策課長、都市整備課長及び教育総務課長をもって組織する。
- 3 審査会に会長及び副会長を置き、会長は企画経営部長、副会長は地域振興課長が務めるものとする。
- 4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 審査会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

（平19規則11・平19規則15・平22規則6・平25規則8・平26規則2・平30規則1・平31規則2・一部改正、令2規則13・旧第10条繰下、令5規則9・一部改正）

（審査会の庶務）

第13条 審査会の庶務は、企画経営部地域振興課において処理する。

(平 2 2 規則 6 ・ 平 2 2 規則 1 2 ・ 平 2 5 規則 8 ・ 平 3 0 規則 1 ・ 一部改正、令 2 規則 1 3 ・ 旧第 1 1 条繰下)

(その他)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(令 2 規則 1 3 ・ 旧第 1 2 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 7 年 1 0 月 3 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、玉名市人材育成基金実施要綱（平成 6 年玉名市告示第 2 1 号）、岱明町人材育成基金条例施行規則（平成 4 年岱明町規則第 1 3 号）、天水町人材育成基金条例施行規則（平成 4 年天水町規則第 1 号）又は天水町人材育成基金実施要綱（平成 4 年天水町要綱第 1 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 1 8 年 6 月 2 7 日規則第 4 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 2 6 日規則第 1 1 号）

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 2 6 日規則第 1 5 号）

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 3 月 2 9 日規則第 6 号）

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 3 月 2 9 日規則第 1 2 号）

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 2 8 日規則第 8 号）

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第13号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月27日規則第14号）

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第13号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第9号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

玉名市長 様

住 所
(申請者)団体名
氏 名 ㊦

年度人材育成基金助成金交付申請書

年度において、玉名市人材育成基金助成金の交付を受けたいので、玉名市人材育成基金条例施行規則第6条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

住 所			
電 話 番 号	()		
氏 名 (団体名 代表者名)	生 年 月 日	年 月 日生	
勤 務 先	名 称	電話番号 ()	
	所在地		
所属団体等があれば記入			
事 業 名			
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日(日間)		
研 修 先			
経 費	円		
助成金申請額	円		
助成金概算払の希望	どちらかを○で囲んでください。 概算払を希望する ・ 概算払を希望しない		
添 付 書 類	①事業計画書(様式第2号)及び主催者発行の事業実施要項等 ②事業予算書(様式第3号) ③団体については、別紙団体名簿 ④その他、参考資料		

別紙

団体名簿

	氏名	住所	電話番号	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※ 当該団体における役職等がある場合は、備考欄に記入すること。

様式第2号(第6条関係)

事業計画書

事業名		
事業の目的		
事業概要	期 間	年 月 日～ 年 月 日(日間)
	場 所	
	参加人員	
	事業内容(具体的に)	
経費見積額		
今後の抱負 (研修成果の波及等)		
その他		

様式第3号(第6条関係)

事業予算書

事業名			
収入	項目	金額	備考
	計	円	
	支出	項目	金額
計		円	
備考			

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

住 所
団体名
氏 名 様

玉名市長 印

年度人材育成基金助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった玉名市人材育成基金助成金については、玉名市人材育成基金条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 人材育成基金助成金交付申請書の内容以外の費用に充当してはならない。
 - (2) 事業終了後、速やかに人材育成基金助成金実績報告書を提出すること。
- 3 交付決定の取消し
次の事項に該当する場合は、交付決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、助成金を返還しなければならない。
 - (1) 事業を中止したとき。
 - (2) 不正な手段により交付決定を受けたとき。
 - (3) その他市長が条例の目的に反すると認めたとき。

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

玉名市長 様

住 所
(申請者)団体名
氏 名



年度人材育成基金助成金実績報告書

標記の事業が完了したので、玉名市人材育成基金条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業名		
事業 実績 概要	期 間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
	場 所	
	参加人員	
	目的及び内容(具体的に)	
	研修成果を波及させた対象及び取組(研修会等の開催を除く。)	
事業費	円(内 助成金額 円)	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業費精算書(様式第6号)及び事業費に関する領収書 <input type="checkbox"/> 事業成果報告書(様式任意) <input type="checkbox"/> 研修成果波及報告書(様式任意) <input type="checkbox"/> その他	

様式第6号(第8条関係)

事業費精算書

事業名			
収入	項目	金額	備考
	計	円	
	支出	項目	金額
計		円	
備考			

※ 事業費に関する領収書を添付すること。

※ 別途、決算書等がある場合には、本様式を省略することができる。

様式第7号(第9条関係)

第 号
年 月 日

住 所
団体名
氏 名 様

玉名市長 印

年度人材育成基金助成金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した玉名市人材育成基金助成金については、玉名市人材育成基金条例施行規則第9条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

(単位：円)

交付決定額	概算払済額	交付確定額	返還額

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

玉名市長 様

住 所
(申請者)団体名
氏 名 ①

年度人材育成基金助成金(交付・概算払)請求書

玉名市人材育成基金助成金について、(交付・概算払)を受けたいので、玉名市人材育成基金条例施行規則第10条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2 内訳

(単位：円)

助成金 決定額	概算払 請求額	助成金 確定額	残 額

※概算払を必要とする理由

様式第9号（第10条、第11条関係）

第 号
年 月 日

様

玉名市長



人材育成基金助成金返納通知書

年 月 日付け 第 号で交付（決定・確定）した玉名市
人材育成基金助成金について、返納が必要であるため、玉名市人材育成基金条例施
行規則（第10条第3項・第11条）の規定により、下記のとおり返還するよう通
知します。

記

- 1 返納額 _____ 円
- 2 返納方法
- 3 返納理由
- 4 返納期限 年 月 日

様式第1号（第6条関係）

（平18規則46・令2規則13・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（平30規則14・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

（平18規則46・追加、平22規則12・一部改正）

様式第5号（第8条関係）

（平18規則46・旧様式第4号繰下・一部改正、平30規則14・一部改正）

様式第6号（第8条関係）

（平18規則46・旧様式第5号繰下）

様式第7号（第9条関係）

（平18規則46・追加、平22規則12・令2規則13・一部改正）

様式第8号（第10条関係）

（平18規則46・旧様式第6号繰下・一部改正、令2規則13・一部改正）

様式第9号（第10条、第11条関係）

（令2規則13・追加）